

同行援護・行動援護従事者の 資格要件について

同行援護の提供に係る資格要件

1 サービス提供責任者資格要件 ((1)~(3)のいずれかに該当する者)

- (1) 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、初任者研修修了者及び居宅介護従業者養成研修2級課程修了者(3年以上介護等の業務に従事した者)であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者
- (2) 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したものであって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了者
- (3) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

経過措置

- ※(1) 平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修終了を要しない経過措置
- ※(2) 平成30年3月31日までの経過措置

2 従業者資格要件 ((1)~(3)のいずれかに該当する者)

- (1) 同行援護従業者養成研修(一般課程)修了者
- (2) 居宅介護の従業者要件を満たす者又は視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業(直接処遇職員に限る。)に1年以上従事した経験を有する者。
- (3) 厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

経過措置

- ※(2) 平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置

行動援護の提供に係る資格要件

1 サービス提供責任者資格要件 ((1)又は(2)に該当する者)

- (1) 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に3年以上従事した経験を有する者
- (2) 介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修の修了者、居宅介護従業者養成研修1級課程修了者、居宅介護従業者養成研修2級課程修了者(3年以上介護等の業務に従事した者)であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に5年以上従事した経験を有する者

経過措置

※(2) 平成30年3月31日までの経過措置

2 従業者資格要件 ((1)又は(2)に該当する者)

- (1) 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者
- (2) 居宅介護従業者要件を満たす者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に2年以上従事した経験を有する者

経過措置

※(2) 平成30年3月31日までの経過措置

提出書類等(同行援護)

(参考様式)

研修受講誓約書

平成 年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地
 名 称
代表者 住 所
 氏 名 印

当法人は下記に掲げることを誓約します。

記

平成 年 月 日から、(氏名:)は、
障害福祉サービス(同行援護)のサービス提供責任者に従事する予定であり、
実務経験の要件は満たしていますが、都道府県の実施する「同行援護従業者養成研修」
【 応用課程 ・ 一般課程及び応用課程 】
を受講していないため、平成 年 月までに受講させます。

【対象事業所】

- ・同行援護従業者養成研修(一般及び応用課程)が未受講のサービス提供責任者

【提出時】

同行援護の新規指定又は更新申請時

※新規指定又は更新申請の1年以内に資格を取得すること